

津田福祉会 身体的拘束等の適正化指針	制定	2018年4月1日
	改訂	2023年4月1日

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この指針は、社会福祉法人津田福祉会として、法人が一丸となって利用者に対する身体的拘束等その他、利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）の適正化を図り、利用者の人権および尊厳を守るため、以下の諸活動を定めることを目的とする。

- 1) 身体的拘束等の理解
- 2) 身体的拘束等の防止
- 3) 身体的拘束等の適正化

### (身体的拘束等の定義)

第2条 厚生労働省の「身体拘束ゼロへの手引き」では、以下のような11の行為を身体的拘束等にあたるとしている。

- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、又は皮膚を掻きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子から、ずり落ちたり立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト・車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつ外しを制限するために、介護服（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

当法人では、上記の行為以外にも利用者の意思に反する、あるいは利用者の意思が確認できないまま行われる行動制限のための行為は、すべて身体的拘束等とみなすものとする。

### (身体的拘束等の適正化の根拠)

第3条 以下の見地に立ち、社会福祉法人津田福祉会では、身体的拘束等の適正化に向けて取り組むものとする。

- 1) 介護保険指定基準の身体的拘束禁止規定において  
「利用者へのサービス提供にあたっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。」  
「身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の当該利用者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。」

- 2) 基本的人権は、すべての利用者に保障されている権利であり、身体的拘束等を行うことは、その基本的人権を侵害することである。

## 第2章 体制

(定期的な研修の実施)

第4条 年間研修計画に基づき、年間2回以上の身体的拘束等の適正化に関する教育を行う。また、新規採用時に研修を実施する。

(委員会の設置)

第5条 身体的拘束等の適正化について、法人を挙げて取り組むため、各事業所に『身体的拘束等適正化委員会』(以下『委員会』という)を設置する。

- 1) 委員会は、3ヶ月に1回以上開催する。
- 2) 状況に応じ、複数の事業所が合同で委員会を開催する。
- 3) 身体的拘束等の実施状況に応じ、委員会を開催する。
- 4) 委員会は、テレビ電話装置等を活用しオンラインで行うことができる。この際は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守する。
- 5) 委員会は、別表に掲げる者で構成する。

(委員会の任務)

第6条 委員会は下記の業務を行う。

- 1) 本指針や身体的拘束等に関する規定及びマニュアル等の定期的な見直し。
- 2) 虐待または身体的拘束等の兆候がある場合には慎重に調査し、検討および対策を講じる。
- 3) 発生した「身体的拘束等」の状況、手続き、方法について検討し、適正に行われているかを確認する。早期解除に向けて代替案等、多面的な検討を行う。
- 4) 身体的拘束等の適正化についての施設内研修を実施し、啓発する。
- 5) 外部で開催される研修に職員を派遣する。派遣された職員は、施設内で伝達研修を行う。
- 6) 日常的ケアを見直し、利用者に対して尊厳あるケアが行われているかを検討する。

## 第3章 対応

(身体的拘束等を実施する場合の手続き)

第7条 下記のプロセスを経て、身体的拘束等を実施するものとする。

- 1) 委員会において「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要素を確認する。
- 2) 身体的拘束等を実施するか、施設長(管理者)が決定する。
- 3) 「緊急やむを得ない身体的拘束等に関する説明・同意書」(記録様式1)を作成し、拘束・行動制限の必要な理由、身体的拘束等の方法、拘束等の時間帯を利用者・家族等に説明し、同意を得、確認の署名をもらう。
- 4) 現場にて身体的拘束等を行うにあたり、上記例外3原則に則っているかを再度確認し、複数の職員で判断する。(別紙①)
- 5) 身体的拘束等を要する利用者の状況等について、記録する。(別紙②記録様式2)
- 6) 原則1か月未満の日数単位の期間とする。

(記録の保管)

第8条 委員会の審議内容や身体的拘束等に関する諸記録等は、利用終了後5年間保管する。

(指針等の見直し)

第9条 本指針は、委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正する。

(法人における基本的な考え方)

第10条 当法人では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束等を安易に正当化することなく、職員ひとりひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体的拘束等の適正化に向けた意識を持ち、身体的拘束等をしないケアにつとめる。

当法人は、原則として（緊急やむを得ない場合を除き）身体的拘束等を禁止する。